

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（農業経営課）	43
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………（林業木材課）	43
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	46
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	47
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	47
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	49
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	54
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	55
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………	55
○特定調達契約に係る入札の公告の廃止……………	55
○特定調達契約に係る入札の公告……………	55
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	57
○特定調達契約に係る入札の公告……………	57

規 則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第3号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.26パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年0.86パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、令和元年12月18日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの購入 5台
 - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - 納入期日 令和2年3月30日（月）
 - 納入場所 旭川市西神楽1線10号 地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月21日（火）から同年2月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部林務局林業木材課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部林務局林業木材課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階水産林務部1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部林務局林業木材課）

(2) 入札日時 令和2年3月2日（月）午後1時30分（送付による場合は、同年2月27日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年5月28日付け北海道告示第369号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道水産林務部林務局林業木材課のホームページ
（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/buppinnyuusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道水産林務部林務局林業木材課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5490

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 5

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 2, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2020)

C Contact : Department of Fisheries and Forestry, Bureau of Forestry Forestry and Lumber Promotion Division, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5490

北海道告示第36号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピューターの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 16台分

イ パーソナルコンピューターの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 40台分

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 旭川市西神楽1線10号 地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年1月21日（火）から同年2月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部林務局林業木材課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部林務局林業木材課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階水産林務部1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌

- 市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部林務局林業木材課）
- (2) 入札日時 令和2年3月2日（月）午前11時（送付による場合は、同年2月27日（木）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年5月28日付け北海道告示第369号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道水産林務部林務局林業木材課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/buppinnyuusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道水産林務部林務局林業木材課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5490

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 16 sets

b Lease of Personal Computer 40 sets

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 2, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2020)

C Contact : Department of Fisheries and Forestry, Bureau of Forestry Forestry and Lumber Promotion Division, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5490

北海道告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字吉野108の1・116・121の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆17の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第39号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第40号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由 砂防設備用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 砂防設備用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡雄武町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

カモイワ(1)（5-3-269）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字バンゴベ、字マサリベツ、字カモイワ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌糠の沢川（I-51-0320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字幌糠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 峠下駅裏沢川（I-51-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字峠下（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タルマップ右の沢川（II-51-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字タルマップ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藤山11号の沢川（II-51-0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字藤山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藤山小学校裏沢川（I-51-0370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字藤山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
藤山の沢川（Ⅱ－51－0380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字藤山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
バンゴベいの沢川（Ⅱ－51－0420）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字バンゴベ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東雲閣左の沢川（Ⅰ－51－0440）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字バンゴベ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ヘチオマナイ川（Ⅱ－92－0030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字奥春別、字奥春別原野、字奥春別原野45線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ラビモクコネ川（Ⅱ－92－0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字鑑別原野、字鑑別原野44線西（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美羅尾1の沢川（Ⅱ－92－0050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字札友内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美羅尾川（Ⅱ－92－0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字札友内、字札友内原野48線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
岩田主山沢川（Ⅱ－92－0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字屈斜路、字屈斜路原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屈斜路1の沢川（Ⅱ－92－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字屈斜路（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
アメマス左2の沢川（Ⅱ－92－0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字跡佐登原野68線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
アメマス左3の沢川（Ⅱ－92－0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字跡佐登原野68線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ニタトルシューケ川（Ⅱ－92－0120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字跡佐登原野68線（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
硫黄山沢川（Ⅰ－92－0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字跡佐登原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仁伏川（Ⅰ－92－0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字サワンチサップ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石狩別1の沢川（Ⅱ－92－0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字美留和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ポン仁多川（Ⅱ－92－0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字弟子屈原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
エキウラ4の沢川（Ⅱ－92－0180）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字熊牛原野28線東、字熊牛原野27線東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
エキウラ3の沢川（Ⅱ－92－0190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 川上郡弟子屈町字熊牛原野28線東（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
黄葉山1の沢川（Ⅲ－92－002）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字鑑別、字鑑別原野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石狩別1の沢川－1（Ⅱ－92－0160－1）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
川上郡弟子屈町字美留和（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係（総合）振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌カモイワ7（Ⅰ－5－56－2273）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字バンゴベ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌カモイワ8（Ⅰ－5－57－2274）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

留萌市大字留萌村字バンゴベ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌峠下1（Ⅱ－5－16－1597） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字峠下（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌峠下3（Ⅱ－5－17－1598） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字峠下（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌藤山町1（Ⅱ－5－19－1600） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字藤山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌バンゴベ（Ⅱ－5－44－1625） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字バンゴベ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈中央2丁目（Ⅰ－9－83－2804） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町中央2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄2丁目3（Ⅰ－9－84－2805） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄4丁目2（Ⅰ－9－85－2806） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄1丁目（Ⅱ－9－55－2149） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

弟子屈高栄2丁目2（Ⅱ－9－56－2150） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄2丁目4（Ⅱ－9－57－2151） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄2丁目、高栄3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈桜丘2丁目1（Ⅱ－9－58－2152） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町桜丘2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄4丁目3（Ⅱ－9－59－2153） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄4丁目4（Ⅱ－9－60－2154） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄3丁目、高栄4丁目、美里2丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄2丁目1（Ⅲ－9－43－796） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄2丁目、中央2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄3丁目（Ⅲ－9－44－797） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄2丁目、高栄3丁目、美里2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈高栄4丁目1（Ⅲ－9－45－798） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町高栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日2丁目3（Ⅰ－9－86－2807） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈泉4丁目（Ⅱ－9－54－2148） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町泉4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日2丁目1（Ⅱ－9－61－2155） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日2丁目2（Ⅱ－9－62－2156） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日2丁目4（Ⅱ－9－63－2157） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日3丁目1（Ⅱ－9－64－2158）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日3丁目2（Ⅱ－9－65－2159） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日3丁目3（Ⅱ－9－66－2160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日3丁目4（Ⅱ－9－67－2161） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日4丁目1（Ⅱ－9－68－2162） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈泉2丁目（Ⅲ－9－40－793） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町泉2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈桜丘1丁目（Ⅲ－9－41－794） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町桜丘1丁目、桜丘2丁目、字鑑別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈桜丘2丁目2（Ⅲ－9－42－795） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町桜丘2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈朝日4丁目2（Ⅲ－9－46－799） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町朝日4丁目、字仁多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弟子屈仁多（Ⅲ－9－47－800） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町字仁多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 アメマス左1の沢川（Ⅱ－92－0090） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町字アトサヌプリ原野71線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ミソノ川（Ⅰ－92－0140） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町字跡佐登原野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 温泉の沢川（Ⅲ－92－001） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡弟子屈町桜丘2丁目、桜丘3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係（総合）振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
---	---

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月21日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モノクロ複合機 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和2年3月31日（火）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月21日（火）から同年2月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎4階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和2年3月3日（火）午後3時（送付による場合は、同月2日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年7月23日付け北海道オホーツク総合振興局告示第25号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuunnai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 (3) 電 話 番 号 0152-41-0608 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Purchase of a copying machine 1 set B Bid tendering date and time : 3:00 P.M., March 3, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than March 2, 2020) C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608 北海道オホーツク総合振興局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年1月21日 北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車の交換契約 1台 2 落札を決定した日 令和元年1月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 札幌トヨタ自動車株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8 4 落札金額 1,298,330円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年12月13日付け北海道オホーツク総合振興局告示第84号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第2号 北海道教育庁空知教育局告示第1号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。 令和2年1月21日 北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨 5の(2)の事項中「令和2年2月25日（火）」を「令和2年2月28日（金）」に、「同月21日（金）」を「同月27日（木）」に改める。 北海道教育庁石狩教育局告示第9号 令和2年北海道教育庁石狩教育局告示第2号（特定調達契約に係る入札の公告）は廃止する。 令和2年1月21日 北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚 北海道教育庁後志教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年1月21日 北海道教育庁後志教育局長 櫻 井 康 雄 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月1台当たりの単価及び1枚当たりの単価） イ 調達台数及び調達予定枚数 15台及び1月当たり 162,570枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格
---	---

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月21日（火）から同年2月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年3月3日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月2日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsu jyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（機種ごとの1月当たりの基本料金の入札金額（単価）に調達台数を乗じて得た金額に、1枚当たりの入札金額（単価）に1月当たりの調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電話番号 0136-23-1979

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Copy machine 15 sets
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 3, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 2, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District, Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979	
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第14号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年1月21日 北海道警察本部長 山 岸 直 人	
1 資格及び調達をする特定役務の種類 令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和2年1月21日に一般競争入札の公告を行う自動車保管場所データ入力業務委託契約 (2) 資 格 自動車保管場所データ入力業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 自動車保管場所データ入力業務	しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 カ 心身の障害により事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 法人であること。 (2) 自動車保管場所データ入力業務を適正に履行する能力を有すること。 (3) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とする者でないこと。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者 エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若	3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年1月21日（火）から同年2月12日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道警察のホームページ（ https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/ ）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
	4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
	5 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240
	北海道警察本部告示第15号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年1月21日 北海道警察本部長 山 岸 直 人
	1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 調達をする特定役務の名称 自動車保管場所データ入力業務（保管場所標章作成1件当たりの単価） イ 委 託 予 定 数 量 347,885件

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和2年北海道警察本部告示第14号に規定する自動車保管場所データ入力業務委託契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 令和2年3月6日(金)午後2時(送付による場合は、同月5日(木)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道警察のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のウ及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

- 10 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured : Database input of data on vehicle parking space
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 6, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 5, 2020)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240
-